

赤穂市告示第41号

赤穂市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年赤穂市条例第20号）第6条第1項の規定により指定管理者を下記のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月31日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

- 1 公の施設の名称 公立赤穂中央市民病院、赤穂市高雄診療所、赤穂市福浦診療所、赤穂市有年診療所、赤穂市訪問看護ステーション及び赤穂市立介護老人保健施設
- 2 指定管理者となる法人等の名称 医療法人伯鳳会
- 3 指定管理者となる法人等の所在地 赤穂市惣門町52番地6
- 4 指定の期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで